

て、売買契約が成立しています（誤解されることが多いですが、例外を除き、口約束でも契約は成立します）。同じように、バスに乗れば運送契約、DVDをレンタルすれば賃貸借契約、アルバイトをする際には労働契約、学校に入学する際には在学契約を結ぶなど、私たちは毎日のように契約をしながら生活しています。

社会や経済は、結ばれた契約が約束通り守られることを前提にして、動いています。私たちも、さまざまな相手と契約をしながら、生活費を稼ぎ、衣食住を確保しています。高校生の皆さんが、今後、社会人として活躍したり、安心した生活を送るためには、適切に契約を活用することが大事です。

契約は、約束通り守られることが前提である以上、一度成立すると、法律で定められた事情がない限り、取り消すことはできません。コンビニでの買い物のようにその場で完結する契約であれば、問題が起きにくいですが、例えば、家を建築する契約（請負契約）の場合、契約を後からなかったことにすることができれば、建築会社が安心して資材や職人を手配したり、家を建てる人が多額の代金を安心して支払えないなど、困ったことが起きてしまいます。また、例えば、労働契約を結んで仕事をしているのに、給料が支払われなければ、生活費すら稼げません。とはいえ、人をだまして契約した場合同など（詐欺）、だまされた人が契約に従わないといけないならば、だま

された人が損をし、だました側が得をする不当な結果になります。法律は、いわば例外的に、契約を取り消して、なかったことにできる場合を定めています。たとえば、訪問販売などのクーリングオフ制度や、霊感商法でも話題になっている消費者契約法などは、消費者が契約をなかつたことにできる場合を定め、不当な被害を救う仕組みを設けています。

3 未成年者を守る「予防薬」と18歳で消えてしまう「薬の効果」

先にご紹介した民法5条2項は、未成年者に対して、「未成年者であること」と「ただそれだけを理由に、契約を取り消すことを認めています（未成年者取消権）。例えて言えば、未成年者は、契約の害をいつでも治すことができる「治療薬」を持っています。

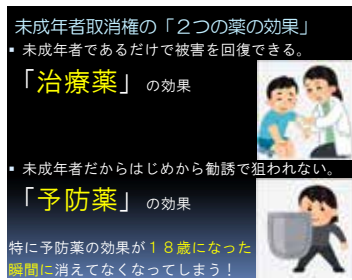
他方、業者側からみると、親の同意のないまま未成年者と契約をした場合、一方的に取り消されてしまうかもしれません。後からお金を返せと言われて、渡した商品などが返ってこないなどの業者が損害を負うおそれがあります。

このようなことから、業者は親の同意がないまま、未成年者と契約しようとはしません。業者は不用意に未成年者と契約できないのです。これを未成年者側からみれば、業者による契約の勧誘を遠ざける「予防薬」を持っていると言えるでしょう。未成年者取消権の予防効果はとても強力です。「治療薬」としての未成年者取消権を使って、未成年者の救済を図らなければならな

いケースは、成年の消費者被害と比べるとかなり少ないと言えます。

このような、契約トラブルや消費者被害に対する「強力な予防薬」は、成年になれば消えてなくなりません。18歳の誕生日の午前0時に、一瞬にして完全消滅します。この瞬間から、高校3年生でありながら、消費者被害に巻き込まれるおそれさらされることになり、ります。高校を卒業して、仕事をしたり大学や専門学校に通ったりしながら、社会の中で勉強する余裕はなくなってしまうかもしれません。

4 若い人が特に気をつけたい消費者被害
若い人が特に気をつけたいのは、ラインなどのSNSで勧誘される副業、投資、マルチ取引などの儲け話です。国民生活センターによれば、マルチ取引被害の44・9%が10代から20代に発生しているとのこと（2019年度）。安易な儲け話には乗らないと同時に、儲け話を友達に持ち掛ければ、加害者になってしまっておそれもあり、ます。SNSとの正しい付き合い方は、ラインいじめや誹謗中傷をしないことを含め、しっかりと身に付けてほしいと思っています。



化粧品や脱毛、エステなどの美容関係や、デート商法やマッチングアプリなどに関する消費者被害も、若い人は要注意です。見た目や恋人がいいることなど、不安やコンプレックスにつけこまれると、人は誰でも弱いものです。不安につけこむ消費者被害は、就活商法、オーディション商法、霊感商法などさまざまです（振り込め詐欺も、高齢者の不安につけこむ点では共通しています）。

そして、クレジットカードを持つと、簡単に借金（債務）を負うおそれがあることに、最大の注意を払ってください。クレジットカードを使えば、高い物も簡単に買えてしまいます。インターネットでも買える時代です、「ポチっと」スマホをタップすれば、本来買えないはずの物が買えてしまいます。買った瞬間は気分がいいですが、あとには支払いが待っています。払えるはずの分割払いも件数が増え、返せなくなり、他のカードや消費者金融からその場しのぎの返済目的で借りると、借金は文字通り「雪だるま式」に膨れ上がります。利息（遅延損害金）も高いので、支払えなくなるのはあつという間です。そうなるとうと、自己破産などによって債務整理をするしかなくなってしまう。あまり想像したくありませんが、高校生が自己破産するケースは出てくるのではないかと思っています。

脅すようですが、成年になってからの契約に関するちよつとした判断ミス

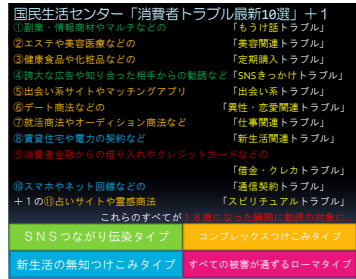
や気のゆるみは、大きな債務（借金）につながります。18歳以上の契約は、簡単に取り消せないので。契約に伴う被害が、高校を卒業して社会人としての立ち位置が定まるまでの、人として大きく成長する大事な期間に起きてしまふことを心配しています。

5 高校全体で成年への準備を進めよう

ここに書いた消費者被害は、公共（現代社会）や家庭科で習うことだと思います。しかし、他に勉強することも多いので、なかなか授業だけでは身につかないだろうとも思います。

校則や生徒指導（生活指導）を通して、18歳からのリスクに備えることも大事ではないかと考えます。高校卒業後の生活を想定するという意味では、進路指導との連携も考えられます。ちなみに、成人式は、「二十歳のつどい」などに名前を変えて、これからも20歳になる年に行われる市町村がほとんどです。逆に言えば、多くの場合で「18歳成年のつどい」は行われなわけですが、それなら高校の行事として、「成年式」を開催するのも一案だと思います。

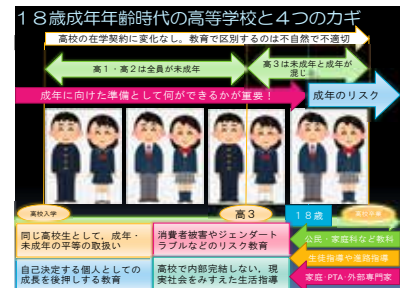
家庭でも、成年になることを想定し



た会話ができればとても良いです。PTAの枠組みで何かができるかもしれない。われわれ専門職も、さらなる取組みを求められていると実感します。私が大学に合格したときのことです。通っていた小さな塾で行われた合格祝賀会での、塾長の祝辞の一言目は、「お前らはネギをしょったカモダ」でした。大学には新興宗教などの落とし穴がたくさんあって、何も知らない新入生が狙われていることに対する警告でした。祝いの席で言われた言葉だったので、強く印象に残っています。高校教育とは距離のある立場からこそ、このような強い言葉を使うことができそうだと思います。

契約で失敗しないための備えは迫られています。高校1年生でも時間は2年くらいしかありません。成年になる高校3年生だけでなく、高校全体として、成年になるための最低限の知識と心構えを準備することが求められています。

高校生の皆さんには、消費者被害に遭うことなく、契約をうまく使っう豊かで安心してできる幸せな生活を実現し、社会で活躍してほしいと思います。



アンケートまとめ

- ・ 転・退学やアルバイト、自動車学校など学校現場に則した疑問に答える講演で大変良かった。
- ・ 息子が18歳になり、何が変わったのか、本人も親も理解できてはいなく、学校生活に変わりもなく。講演会を終えほんやりとだが少し見えた気がする。息子に話してみようと思う。
- ・ PTAにとって有意義で、とても良いテーマだった。漠然としていたことが理解でき、今後の子どもへの接し方や指導の参考になりそう。
- ・ 子どもが18歳になるための準備として、高校入学時から校則について興味を持ったり、社会への興味へ目を向けたりできるように、子どもはもちろん親も考えなければと感じた。
- ・ 18歳の問題は、高校3年生だけの問題だと思っていたが、高校のうちに子ども達にも教えておかないといけないなと感じた。
- ・ 我が子ももうすぐ成年かと思うと、危機感をもってお話をうかがうことができた。法律の考え方は難しいことも多いが、実例を交えて分かりやすく教えていただいた。
- ・ 親として知らないことばかりだった。息子は高3、準備する期間、息子と話し合う機会もなく、成年になってしま、とても怖いと思った。春から親元を離れて進学する息子に何ができるのか、親として考えてみたいと思う。

- ・ 演題に興味があり参加した。18歳でも「選挙権」しか視点がなく、「高校生だから守られている。」とどこかで思っていた。法律について親子で話す機会をもってみようと思った。その上で、在学契約として守るべきことの大切さを伝えることも必要なことと感じた。
- ・ 「自己決定を大事にする」ということが大前提なのだとして理解した。また根拠を明らかにして考えることが大事だと改めて感じた。
- ・ 18歳の成人問題については、報道では知っていたが、正直あまりピンときていなかった。本日、具体的な規定を提示していただいたことによりイメージしやすくなった。
- ・ 子どもには成年年齢が下がったという認識を持たせる。大人として認める。子どもと保護者の両方の認識を確認する事のできる良い機会となった。
- ・ 保護者の説得と指導が期待されるという部分は強く印象に残った。高校生の個人の尊重は大切であるが、周囲の温かい見守りは大人が最大限行うべき行動だと感じている。
- ・ 18歳成年年齢になったことに対しての不安があるものの、子ども達も自分で考え行動する力を持つという点では、かなり希望を感じることができた。親である私たちは、子ども達に口はあまり出さず、背中を見せてやりたいと思った。

アンケートのお礼
大会終了後に多くの方からご意見をいただきました。
ありがとうございました。

倉吉東高校で国際バカロレア教育がスタート

世界を舞台に活躍する主体的学習者の育成を目指して

令和4年9月に本校は全国で65校目の「国際バカロレア（IB）ディプロマ・プログラム（DP）認定校」になりました。公立高校では11校目の認定校になります。令和5年度の入学生（現在の中学3年生）の希望者（最大20名）が、2年次からIB系に進みます。

国際バカロレア（IB）教育とは？

国際バカロレア教育とは、スイスのジュネーブに設立された「国際バカロレア機構（IBO）」が提供する教育プログラムによる教育です。教師が「知を伝達する」のではなく、生徒が探究的に学び、主体的に「知を獲得していく」スタイルが特徴的です。



放課後の図書館でIB担当教員と調べ学習

ディプロマ・プログラム（DP）とは？

国際バカロレアには4つの教育プログラムPYP（小学校相当）、MYP（中学校相当）、DP（高等学校相当）、CP（職業訓練）があります。倉吉東高校では、1年次生は全員が同じ教育課程で学び、IB系に進む生徒は、2年次から高等学校相当の学びであるDPの授業を受けます。



今年改装したIB系生徒の新教室

どんな人材を育成するのか？

国際バカロレア教育は、世界平和に貢献し、生涯を通じて学び続ける人材を育成します。そのために、探究をベースとするカリキュラムにより、高度な論理的思考力や表現力、コミュニケーション力の育成を目指します。また、IB教育は、次の10の学習者像を目標としています。

- ① 探究する人
- ② 知識のある人
- ③ 考える人

どんな科目を学ぶのか？

倉吉東高で行うDP（ディプロマ・プログラム）では、グループ1〜6の6科目（言語と文学・外国語・個人と社会・理科・数学・芸術）と、3つのコア科目（TOK（知の理論）、EE（課題論文）、CAS（創造性・活動・奉仕））を、高校2・3年の2年間で学習します。倉吉東高では、DPの6科目のうち「外国語」と「数学」の2科目の授業を全て英語で実施します。

卒業後の進路は？

IBDPの認定試験に合格した生徒は、国内外の大学が設定するIB入試を受験して大学進学をすることができ

- ④ コミュニケーションができる人
- ⑤ 信念をもつ人
- ⑥ 心を開く人
- ⑦ 思いやりのある人
- ⑧ 挑戦する人
- ⑨ バランスのとれた人
- ⑩ 振り返りができる人



中学生及び保護者対象IB教育説明会（11月20日）

ます。海外の大学への進学を目指す人に向いているといわれていますが、日本の大学でも国際バカロレアDPの資格等を活用した入試を導入する動きは拡大しています。

IBDP資格を活用した大学入試が可能な主な国内大学

- 《国立大学》北海道大、東北大、東京大、京大、大阪大、岡山大、広島大、香川大、鹿児島大等
- 《私立大学》慶応義塾大、早稲田大、国際基督教大、上智大、中央大、明治大、立教大等

育友会（PTA）とIB教育

倉吉東高校育友会長 荒瀬美由紀



私が初めて「国際バカロレア教育」を知ったのは、2年前のことでした。最初はよくわからなかったのですが、その後も何度か説明会に参加したり、担当の先生方からの熱い話を伺う中で、徐々にその魅力がわかってきました。育友会としては、広報紙『倉東だより』にIB教育の紹介文を連載し、保護者への理解を広める努力をしてきました。今後は倉吉東高校のIBコースを目指して、県外からも多くの生徒さんが入学し、東高の教育と倉吉の街が活気づくことを期待しています。

令和4年度 各支部活動

東部地区

東部地区では、県立高等学校のPTA会長と学校長とで行う研修会を例年春と秋に開催することから「春秋会」と称しており、各高等学校が持ち回りで運営を担当しています。

春の春秋会では「東部地区高等学校PTA連絡協議会総会」とも位置付けて開催し、秋の春秋会では施設見学や授業見学を行うとともに、年によっては実地体験などを併せた趣向を凝らした内容として開催しています。

しかしながら、今年度も昨年度同様、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況から、「春の春秋会」は一堂に参集することは止め、書面による開催として、令和三年度の事業報告と決算報告、令和四年度の事業計画と予算案について決議しました。

また、幹事校の順序についての確認の他、役員改選では、東部地区会長に徳吉淳一氏（鳥取西高校PTA会長）の選出が確認されました。

11日10日（木）午後には、八頭郡八頭町にある旧小学校の校舎をリノベーションした隼Lab.を会場として、東部地区9校のPTA会長、学校長の参加により「秋の春秋会」を開催しました。

最初に施設見学を行い、施設を運営

する株式会社シーセブンハヤブサのマネージャー志田雄太氏による講演



「官民での地域活性化への取組と地域教育機関との連携」では、東部地区の高等学校との連携についても話を聞くことができました。その後の協議・情報交換では、生徒個人所有の学習用端末（Chromebook）の活用、校則・制服の見直し等について、学校の取組状況や保護者意見など、情報交換が行われました。

また、全国高P連が新入生用に作成する「薬物乱用防止パンフレット」の活用について、入学時に配布するのはなく、薬物乱用防止に関する講演会で配布する方がより効果的に活用できるのではないかといった意見も出されました。さらに、今年度は3年ぶりに教育懇談会も開催され、親睦を深める有意義な会となりました。



（文責 東部地区高P連事務局）

中部地区

中部地区高等学校PTA連絡協議会では今年度、5校中3校でPTA会長が交代し、ケイオファーム子氏（倉吉西高等学校PTA会長）の選出となり、新体制でのスタートとなりました。

新型コロナウイルス感染症の終息が見えない中、学校行事はもとより中部地区のPTA活動も大きく制約された一年となりました。

中部地区では、5月18日に第1回中部地区校長・PTA会長会を開催、令和3年度の事業報告と決算報告、令和4年度の事業計画と予算案についての決議を行いました。例年行われていた役員交流会・親睦会は、検討を重ねた結果残念ながら引き続き中止となりました。また、今年度は11月に県の指導者研究大会が中部で行われるため、中部地区高等学校PTA研修会は実施しないことになりました。

9月12日に行われた第2回中部地区校長・PTA会長会では11月に行われる県の指導者研究大会の要項の共有を主題としました。愛媛県での中四国大会に14名、石川県での全国大会に11名の参加があり、その報告で感想を述べ合う中で、他県の取り組みを熱く語り、改めてPTA活動の可能性を感じた次第でした。併せて、高校生の自転車通学者のヘルメット着用に関しても協議を行い、各校のヘルメット着



用状況や登校時における啓発活動を報告し、他校の取り組みを参考にそれぞれの学校で活動を継続していくことを再確認しました。

また、11月の鳥取県高等学校PTA指導者研究大会に向けて、9月後半に役員による事前打ち合わせを行い、各校の役割分担を決定しました。大会当日は各高校がそれぞれの責務を遂行し、滞りなく研究大会が行われました。大会参加者、県高P連役員及び事務局の皆様への協力に感謝するとともに、コロナ感染症に対する日々の不安の中、ここよく集まって下さった中部の会員の皆様との貴重な活動は、必ず来年度の活動に繋がることと期待しております。

（文責 中部地区高P連事務局）

西部地区

今年度の西部地区高等学校PTA連絡協議会は、5月25日に総会を米子東高等学校で開催しました。新型コロナウイルス感染症に対する予防対策を徹底した上で、各校の校長先生・PTA会長が一堂に集まり、各校の今年度の取り組み予定など共有し新たなスタートを切りました。7月26日には愛媛県松山市で行われた第64回中国・四国地区高等学校PTA連合会大会が、そして8月25日には、第71回全国高等学校PTA連合大会「石川大会」も無事に開催され、西部地区高P連も多数参加し、コロナ禍でPTA活動する工夫や苦労を分かち合い勉強しました。10月8日には3年ぶりに西部地区高等学校PTA会長・校長合同研修会を実施しました。米子高等学校を幹事校に米子市観光センターで陶芸体験を実施し、ものづくりを通して親睦を深めつつ、各校の学園祭をはじめとする行事やPTA活動状況を共有しました。いずれの学校も、活発な活動が復活しつつある印象があり今年度後半のPTA活動を勢いづける有意義な会となりました。

その他、西部地区高等学校が継続的に活動している「はるかのかのひまわり絆プロジェクト」も12月20日に米子南高等学校から米子東高等学校へバトンが引き継がれるなど、来年度へ向けての



取り組みも始まっています。今年度もコロナの影響は受けておりますが、昨年以上に各校は積極的に生徒の支援に つとめ交流を深めています。今後とも西部地区では保護者と学校が協力し合いながら未来に羽ばたく高校生 の育成に努めるPTA活動を行っていき ます。

(文責 西部地区高P連事務局)



令和5年度各種大会等の予定

- 鳥取県高等学校PTA連合会総会
6月10日(土) 倉吉市「倉吉シティホテル」
- 第65回中国・四国地区高等学校PTA連合会大会岡山大会
7月14日(金) 倉敷市「倉敷市民会館」
大会テーマ：「集まれば ころはればれ 晴れの国」 ～「集まる」「話す」の大切さ再発見～
- 第72回全国高等学校PTA連合会大会宮城大会
8月24日(木)、25日(金) 仙台市「カメイアリーナ仙台(仙台市体育館)」他
大会テーマ：「豊かな杜につむぐ虹の光」
～しなやかな強さで生き抜く力～
鳥取県高P連では、大会参加のため宿泊の確保をしております。
たくさんのご参加をお待ちしております。
- 鳥取県高等学校PTA指導者研究大会
11月12日(日) 米子市「米子市文化ホール」



お詫びと訂正

鳥取県高P連会報第95号(令和4年10月1日発行)5ページの「令和3年度鳥取県高等学校PTA連合会決算書」及び「令和4年度県立高校PTA会長・校長名簿」の記載に誤りがありました。

◇鳥取県高等学校PTA連合会決算書

◇鳥取工業高等学校 校長名

(誤) 令和4年度

(正) 令和3年度

(誤) 中村 正樹

(正) 中林 正樹

会員の皆様ならびに関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

鳥取県内の「就活」「仕事」etc…

親子で情報シェア

鳥取県公式アプリ「とりふる」は、保護者の皆様の強い味方です



鳥取県公式アプリ

とりふる

知ってるようで意外と知らない鳥取県の「今」
 鳥取県公式アプリ「とりふる」は
 鳥取の最新情報が満載のアプリ
 鳥取県内の「就活」「企業」「イベント」
 「暮らし」「グルメ」等の最新情報を配信し
 「あなた」と「鳥取」をつなぎます
 登録は無料♪
 お子様と一緒に登録して情報シェア
 するのもオススメです！



※イメージです

POINT 1



県内外で開催の就活イベントや
インターン情報が充実！

POINT 2



鳥取の人や場所と繋がる
交流イベントも満載！

POINT 3



鳥取の暮らし・グルメ・観光の
最新情報も見逃さない！

CHECK ON

「とりふる」を使って、イベント参加でポイントGET！
 特定のイベント参加で、アプリを通じてポイントが付与されます。
 貯めたポイントは電子マネー等へ交換して、Amazon等のお買い物に
 ご利用できます。



まずはアプリを今すぐダウンロード



App Storeまたは
Google Playで検索



鳥取県高等学校PTA連合会会員学校 保護者の皆様へ

鳥取県高等学校PTA連合会推奨制度

ハイスクール24のご案内

(団体総合生活保険)

お子様の日常生活の危険を総合的に補償します

割引
約 **44%**
適用(※)

個人賠償責任
示談交渉あり
**国内無制限
自転車条例
にも対応!!**

**24時間
365日
補償**

※ 団体割引25%、損害率による割引25%を適用。損害率による割引は、天災危険補償特約には適用されません。

令和5年度版 加入タイプと掛金 **5タイプ** ※割引適用後の保険料です。

加入タイプと補償項目	Wタイプ	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ	Sタイプ
賠償 個人賠償責任 (記録情報限度額500万円)	全ての加入タイプに「国内：無制限、国外：1億円」を付帯しています!				
死亡・後遺障害	165万円	154万円	124万円	66万円	54万円
入院保険金(日額) ^{(*)1}	2,445円	2,150円	1,400円	800円	-
手術保険金	入院保険金日額の10倍(入院中の手術) または5倍(入院中以外の手術)				
ケガ 通院保険金(日額)	1,100円	1,100円	700円	500円	-
・熱中症危険補償特約 ・細菌性血中毒等補償特約 ・天災危険補償特約 ・特定感染症危険補償特約	全ての加入タイプに付帯しています!				
被害事故補償	3,000万円	-	-	-	-
入院療養一時金	20万円	-	-	-	-
疾病 入院医療保険金(日額)	2,300円	-	-	-	-
手術医療保険金 ^{(*)2}	入院医療保険金日額の10倍 または5倍				
費用 育英費用 (天災危険補償特約セット)	120万円	114万円	88万円	20万円	-
その他 携行品(自己負担額5千円)	10万円	10万円	10万円	10万円	-
救護者費用等	100万円	100万円	100万円	100万円	-

年間掛金 ^{(*)3} (保険料+制度維持費 300円)	10,790円	8,450円	6,560円	4,700円	2,310円
--	---------	--------	--------	--------	--------

保険期間(1年ごと自動更新) 2023年4月1日(午後4時)より2024年4月1日(午後4時)まで1年間

◆本制度の対象は令和4年度以降に入学されたお子様です。令和3年度以前に入学されたお子様は旧制度となりますので、詳細はお問い合わせ先までご連絡ください。

◆令和4年度に加入されているお子様は原則自動的に毎年自動更新をさせていただきます。ご契約内容部変更がある場合のみお手続きが必要となります。

◆令和4年度に加入されていないお子様で加入を希望される場合は、下記取扱代理店までお問い合わせください。保険期間の途中から加入することも可能です。

＜お申し込み方法＞

Webにてお申込みいただけます。お手続き方法は、下記取扱代理店へお問い合わせください。



(*)1 手術保険金のお支払い額は、入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置や処置等お支払いの対象外の手術があります。
 (**)2 手術医療保険金のお支払い額は、入院医療保険金日額の10倍(入院中の手術または取除縫治療)または5倍(入院中以外の手術)となります。傷の処置、切開術(皮膚、粘膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。
 (***)3 年間掛金には制度維持費300円が含まれております。

制度に関するお問い合わせ先(東京海上日動火災保険株式会社 取扱代理店)

(株)東京海上日動パートナーズ中国四国 鳥取支社(受付時間 月～金 AM9:00～PM6:00)
 住所:鳥取市南隈541トリニティーモールBゾーン1F TEL:0857-32-8825

この保険は、鳥取県高等学校PTA連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として契約者が有します。こちらは団体総合生活保険の概要をご紹介します。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。お問い合わせ先までご連絡ください。

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

令和4年12月作成 22TC-100086